

剣璽等承継の儀を国の儀式として行うことについて

〔 令和元年5月1日  
閣議決定 〕

- 1 国の儀式として、剣璽等承継の儀を行う。
- 2 剣璽等承継の儀は、令和元年5月1日、宮中において行う。
- 3 剣璽等承継の儀の細目は、宮内庁長官が定める。